

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和三年三月三十一日

秋田県規則第十二号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

2 略	上欄	法第十三条第一項、 法第十三条の二第三 項、条例第五十五条 の四、条例第六十八 条、条例第八十三条 の二、条例第二百十 二条第二項、条例第 百二十七条第一項、 同条第四項、条例第 百四十条、条例第百 六十九条第一項及び 条例第九十六条第 二項
	中欄	納税通知書
	下欄	様式第七号

（徴収に係る書類等の様式）
第十五条 次の表の上欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類等の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。

改正前

2 略	上欄	法第十三条第一項、 条例第五十五条 の四、条例第六十八 条、条例第八十三条 の二、条例第二百十 二条第二項、条例第 百二十七条第一項、 同条第四項、条例第 百四十条、条例第百 六十九条第一項及び 条例第九十六条第 二項
	中欄	納税通知書
	下欄	様式第七号

（徴収に係る書類等の様式）
第十五条 次の表の上欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類等の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。

秋田県知事 佐竹敬久

附則

1
～
3 略

(免税軽油使用者証の有効期間の特例)

4 法附則第十二条の二の七第一項各号に規定する者に係る免税軽油使用者証の交付に当たつては、第四十四条の七第一項本文の規定にかかわらず、その有効期間の末日は、令和六年三月三十一日を超えてはならない。

5
～
9 略

附則

1
～
3 略

(免税軽油使用者証の有効期間の特例)

4 法附則第十二条の二の七第一項各号に規定する者に係る免税軽油使用者証の交付に当たつては、第四十四条の七第一項本文の規定にかかわらず、その有効期間の末日は、令和三年三月三十一日を超えてはならない。

5
～
9 略

様式第七号その四の次に次の一様式を加える。

様式第7号 納税通知書 その4の2

(表)

自動車税種別割納税通知書及び繰上徴収告知書	
<p>納税者</p> <p>住 所 (所在地)</p> <p>氏 名 (名 称) 様</p> <p>次のとおり自動車税の種別割の納付について通知します。この通知書を持参の上、裏面に記載している納付の場所で納期限までに納付してください。 なお、地方税法第13条の2第1項の規定により、同項第 号の事由に該当することを確認し、納期限を繰り上げたので、同条第3項の規定に基づき、告知します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">秋田県総合県税事務所長 印</p>	
年 度	
登 録 番 号	
税率 (年税額)	円
納付すべき税額	円
納 期 限	年 月 日
変更後の納期限	年 月 日

(裏)

課税及び繰上徴収の根拠となった法律及び条例	地方税法第13条の2、第146条及び第147条 秋田県県税条例第123条及び第123条の2
納期限までに納付しなかった場合の措置	<p>1 税額2,000円以上のものについて、税額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)に、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3パーセントの割合(当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。))が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合は、年7.3パーセントの割合)、その翌日からの期間は年14.6パーセントの割合(当該期間の属する各年の延滞金特例基準割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合)を乗じて計算した金額の合計額(100円未満の端数があるとき又は全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)の延滞金を納付しなければなりません。</p> <p>2 督促状が発せられ、その日から起算して10日を経過した日までに完納しない場合は、財産の差押えが行われます。</p>
納付の場所	<ul style="list-style-type: none"> ・秋田県指定金融機関(秋田銀行本・支店) ・秋田県収納代理金融機関(店頭にその表示がある銀行、信用金庫、農業協同組合等) ・東北各県内の郵便局 ・秋田県総合県税事務所(秋田県総合県税事務所の支所を含む。)
この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第3号の例による教示の文を記載すること。)

附 則
この規則は、令和三年四月一日から施行する。